

## 貯蔵・運搬についての注意事項

- ・ ガソリンや灯油・軽油は火災発生リスクが高く、大量に保管すると大規模な火災となる可能性があるため、買いだめは極力控えてください。
- ・ 自宅などでガソリンなどを貯蔵する場合、津幡町火災予防条例によりガソリンは100ℓ以上、灯油・軽油は500ℓ以上で消防署へ届け出が必要になります。
- ・ 容器の蓋は密栓し、風通しが良く火気のない場所に保管しましょう。
- ・ 灯油用ポリエチレン缶は、直射日光（紫外線）により劣化が進みます。冷暗所に置くよう心がけ、5年を目安に交換するようにしましょう。
- ・ 地震により容器が容易に転倒しないように対策を講じましょう。